

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建物の区分		省エネ性能の判断					向上計画認定を受けた他の建築物の場合
		標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準 ※1	標準入力法	モデル建物法	
一戸建の住宅	200㎡未満	32,100	24,000				5,100
	200㎡以上	35,600	26,500				5,100
共同住宅等 ※2	300㎡未満	63,500	47,000	22,000			9,550
	300㎡以上2,000㎡未満	106,000	78,300	34,000			19,400
	2,000㎡以上5,000㎡未満	179,000	136,000	53,000			41,600
	5,000㎡以上	256,000	198,000	69,000			73,900
非住宅	300㎡未満				208,000	79,900	9,550
	300㎡以上1,000㎡未満				262,000	102,000	16,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満				335,000	133,000	25,400
	2,000㎡以上5,000㎡未満				478,000	216,000	73,900
	5,000㎡以上10,000㎡未満				588,000	281,000	116,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満				696,000	338,000	147,000
	25,000㎡以上				793,000	396,000	183,000
複合建築物		住宅部分と非住宅部分についてそれぞれ算定した額の合算 ※3※4					
変更判定申請		判定に係る建築物の床面積に応じた手数料に1／2を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て)					
軽微変更証明書交付		証明に係る建築物の床面積に応じた手数料に1／2を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て)					

※1 仕様基準は複合建築物の住宅部分を評価する場合のみ選択可能

※2 設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算定において、共用部分を評価しない方法による場合は、手数料算定に用いる床面積は共用部分の床面積を除く床面積とする。

※3 複合建築物の増築又は改築の場合で、当該部分が住宅部分のみの場合は共同住宅等の額とし、非住宅部分のみの場合は非住宅の額とする。

※4 複合建築物の住宅部分は、共同住宅等の額による。